

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則 平成24年4月1日施行

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (コロナウイルス属 SARS コロナウイルス)、 鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ (H5N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、 解熱した後 2 日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認められた時は、この限りではない
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など) 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	<u>その他の感染症</u> 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑(リンゴ病) ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する	